

平成13年度  
北海道科学技術総合振興センター研究開発支援事業研究成果報告書

# 漁業と海洋レジャー産業の調和をめざした 海面利用計画の構築

平成14年7月



## 第3章 抜粋

八木宏樹  
小樽商科大学商学部生物学研究室  
山本 充  
小樽商科大学商学部社会情報学科  
民谷嘉治  
北海道後志支庁経済部水産課  
岩渕静一  
北後志釣船協同組合  
井澤貞登  
小樽商科大学商学部生物学研究室

## はしがき

本報告書は、平成13年度財団法人北海道科学技術総合振興センター研究開発支援事業（社会科学研究支援事業，社会科学研究補助金）補助金の支援により行った調査研究の成果である。

北海道は3,043kmの海岸線と北に広く展開する大陸棚など好漁場を有し，全国第1位の漁業生産高を誇ってきた。しかし，北海道の海面漁業・養殖業生産量は，平成元年以降減少傾向にあり，生産額についても平成3年以降減少する傾向にある。漁業就業者も，全国第1位を占めているが，昭和59年以降15年連続して減少している。漁業生産高や漁業就業者数の減少は漁船数の減少という形でも顕著に現れている。さらに，水揚げの不振や魚価の低迷などから漁家の経営状況は次第に悪化している。漁家子弟は都会生活へのあこがれや漁業に魅力を感じるものがなくなり，後継者難の問題もクローズアップされている。その一方で，都市部においては釣りを中心とした海洋レジャーに対する意識の高まりが生じ始め，プレジャーボートの隻数増加，あるいは漁港の開放に伴い，一般市民の海との関わりが以前に増して大きくなってきた。

海洋レジャー人口の増加は釣獲による漁業資源への漁獲圧やマリナー付近における漁民とのトラブルの発生の増加などとして現れ始めている。

海洋レジャーが漁業と海面を共有し，ともに発展するにあたって，漁民と海洋レジャーの競合の実態や意識の違いを明らかにし，共存共栄に向けた新たな海面利用のルールづくりを行わなければならない。本研究は北海道における漁業と釣りやプレジャーボート等の現状を把握するとともに，都市部市民の海洋レジャーに対するニーズを解析することにより，現在抱えている漁業と海洋レジャー産業との問題点を明らかにし，今後の漁業と海洋レジャー産業が調和しともに発展していく海面利用計画を構築することを目標とした。

第1部では北海道をとりまく漁業，遊漁及びプレジャーボート等の実態と問題点を浮き彫りにし，第2部では都市部市民のニーズを，さらに第3部では，後志周辺海域を中心に，遊漁とプレジャーボート等の実態把握や当面の問題点の解決方法および具体的な海面利用計画について論じた。

本報告書作成にあたり，様々なご指導とご支援をいただいた財団法人北海道科学技術総合振興センター，多大なる資料をご提供くださった北海道水産林務部，北海道後志支庁経済部水産課，神恵内村漁業協同組合の方々に深く御礼申し上げます。また，実際の調査に当たり，ご協力いただいた小樽商科大学商学部片岡正光教授，同生物学研究室ゼミ生各位，山本充研究室ゼミ生各位にも深謝する次第である。

2001年7月

研究代表 小樽商科大学 八木宏樹

執筆者：

八木宏樹（小樽商科大学商学部生物学研究室）

山本 充（小樽商科大学商学社会情報学科）

民谷嘉治（北海道後志支庁経済部水産課，現：北海道大阪事務所）

岩淵静一（北後志釣船協同組合）

井澤貞登（小樽商科大学商学部生物学研究室，現：ジオテック株式会社）

# 漁業と海洋レジャー産業の調和をめざした海面利用計画の構築

## 3. 後志海域における漁業、遊漁とプレジャーボート等のあり方

八木宏樹\*1・山本 充\*2・民谷嘉治\*3・岩渕静一\*4・井澤貞登\*5

漁民、遊漁やプレジャーボート（PB）を中心とした海洋レジャーさらにその接点にある遊漁船の間にある軋轢は大きい。本論では海洋調査や聞き取り調査などから、後志管内の遊漁、PBの実態を把握し、漁民や漁業協同組合の現状を勘案しながら、これからの後志管内での漁業と海洋レジャー産業をうまく調和させながら発展させる方策について検討した。釣り客やPBの動向からみると、海洋レジャー産業を受け入れて発展するためには、これまでの伝統的な漁村型漁業ではなく、都市近郊型漁業への転換を図る必要が強く感じられた。後志管内の漁業や海洋レジャーの特性を検討し、海面を調和して共同利用する方策について考察した。

### 3. 1 はじめに

北海道の南西部に位置する後志の自然はニセコ連峰や積丹山系を中心とする丘陵山岳部と、海岸線総延長 321.4kmにもわたる沿岸部からなり、自然の恵みを生かした、第一次産業が盛んな地域である（図 3-1）。とくに漁業は、古くからニシン漁業を中心に漁村が発展し、近年では積丹半島におけるスケトウダラやイカ漁など、沖合、沿岸漁

業が栄えてきた。しかし、漁業は、昭和 52 年の国連海洋法に基づく 200 海里排他的経済水域の設定を始めとする国際的な漁業規制の強化により、沖合漁業の縮小を余儀なくされ、さらに、不安定な回遊資源と漁獲不振に加え、水産物の輸入増加等に伴う漁家の低迷により、漁家の経営不振が増大されるにいたった。とくに平成 3 年度以降の生産金額の落ち込みが大きい。

しかしながら、人口 170 万人を有する札幌市にほど近いことから、最近の後志管内では観光業にも力を注ぎ始め、地の利、自然の利を生かした方向性を見い出そうとしている。海岸部でも昨今の海洋レジャーブームが始まる以前から、積丹半島は絶好の釣り場や海水浴場として知られ、多くの釣り人や海の愛好家を魅了し、車時代の到来はそれに拍車をかけてきた。平成に入ると、海洋レジャーは多様化を極め、釣りだけではなく、プレジャーボート（以下 PB と記載する）やスキューバダイビングなど、季節を問わずして積丹半島は海洋性レクリエーションのメッカとなった。



図3-1 後志管内概略図

\*1 小樽商科大学商学部生物学研究室（〒047-0033 北海道小樽市緑3丁目5番21号）  
\*2 小樽商科大学商学部社会情報学科（〒047-0033 北海道小樽市緑3丁目5番21号）  
\*3 北海道後志支庁経済部水産課（〒044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目）  
現：北海道大阪事務所（〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900）  
\*4 北後志釣船協同組合（〒046-0100 北海道古平郡古平町大字港町8-1）  
\*5 小樽商科大学商学部生物学研究室（〒047-0033 北海道小樽市緑3丁目5番21号）  
現：ジオテック株式会社（〒005-0004 札幌市南区澄川4条2丁目10-17）

海岸部における海洋レジャー産業の発展は漁村における経済効果をもたらすが、一方では無秩序な発展が、伝統的な産業である漁業と様々な軋轢を生み出すにいたった。たとえば休日ごとに繰り返されるマイカーの無法駐車，ゴミの大量投棄，無法な PB による漁具被害や漁港への不法係留など，海洋レジャー基地としてのグランドデザインがないままの発展が及ぼす漁村への影響は数多い。

伝統的な漁業を中心とした漁村の中にも海洋レジャーへの動きはみられる。北海道における遊漁船の届出数（業者数；兼業者，専業者を含む）は平成5年度では1,750件であるのに対して，平成12年3月末では2,596件で，48.3%の増加をみた。後志管内の海水動力漁船隻数は全道の6.3%を占めるにすぎないが，遊漁船届出隻数は458隻で全道の15.0%を占め，数の上からも胆振管内，網走管内に次いでいる。前述に示したように漁業生産金額が落ち込む一方の状況においては，漁村維持の面での遊漁船の果たす意義は大きい。これからの漁村発展においては，伝統的な漁業活動をひたすら守っていくのではなく，海洋レジャーなど新しい形態も検討すべき時期に来ているのではないかと思われる。そのためには，管内における釣りやPB等などの海洋レジャーの実態を十分に把握し，漁民と都市部市民の海へのニーズを考慮した上で，ともに発展する基盤を作って行かなくてはならない。漁業と海洋レジャーとの接点にあるのはモラルの問題だけではない。たとえば釣客に対しては釣獲を規制する法は現状ではない。釣りの対象種は漁業の対象種と重なることが多い現在，釣獲による漁業資源への漁獲圧も懸念される。本論では後志管内，とくに積丹半島における遊漁やPBの実態を把握し，漁業と海洋レジャーとの間にある問題点（モラルの問題から漁業資源も含む）を浮き彫りにして，解決策を講じながら，共存共栄に向けた新たな海面利用計画の構築を試みた。また，先進地の事例を参考にしながら，後志管内で実現可能な地域作り策を構築した。

### 3. 2 調査の方法

北海道では，サクラマス，ヒラメは主に日本海海域の重要な漁業資源と位置付け，また，ふ化放流事業を積極的に行っていることから，同じ資源を利用している遊漁者へも何らかのルールが必要と考え，ルールの枠組みづくりのためのデータを収集する目的で，遊漁とPBの実態調査を行った。



写真3-1 積丹沿岸の遊漁船団

とくに本年度はサクラマスを対象を絞り，遊漁に関するアンケート調査，釣獲量調査，PB調査及び神恵内村漁業協同組合に委託した遊漁船等実態調査等を行った。このうちアンケート調査については第2部に詳細を記したので，本論では釣獲量調査以下について，調査方法を示す（後志管内においては，古平，神恵内地区において委託事業により，遊漁船業者を対象とした，サクラマスの船別日別の釣獲調査を実施しており，本調査はその補完的な位置付けとして，一般的な釣獲量と，PB及び遊漁船の隻数，竿数を調査し，サクラマス釣りシーズンにおける当該時期ごとの釣獲量を推定することで，より精度の高いデータを得ることを目的とした）。

#### 3. 2. 1 釣獲量調査（海上サンプル調査）

調査海域については，サクラマス釣りのメッカであり，PBによる漁具被害の多発海域である積丹半島周辺海域を調査海域として選定した。

調査は平成13年5月20日，同14年3月20日，3月24日，4月26～27日（4月の海上サンプル調査は26日，遊漁船等調査は27日）の4回にわたり行った。平成13年5月20日調査は，海上における調査船（借り上げ遊漁船）によるサンプル調査とPB調査を主体とし，古平港から出航して積丹岬から古平町シリパ岬までの調査海域における遊漁船数，乗客数および釣り竿数を確認するとともに，サンプル船で実際にサクラマスの釣獲を試みた。PB調査による釣獲量調査は，寄港したPBに聞き取り調査を行った。

平成14年3月および4月の調査では，積丹町余別港から調査船（借り上げ遊漁船）を出航させ，釣獲量と釣獲サイズを求めるためのサンプル調査を行った。原則として釣獲量調査と遊漁船調査は同時期とし，調査船は2隻同時出港とした。それ

それぞれの調査範囲を図3-2に示す。

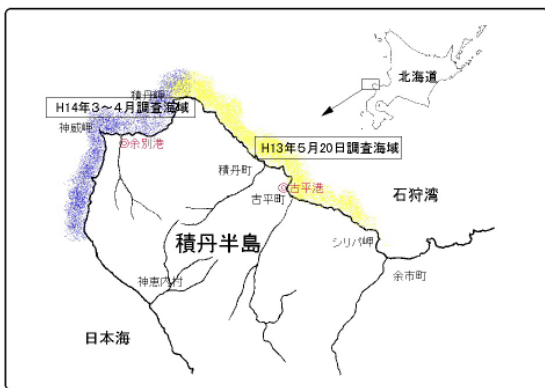


図3-2 調査海域

調査にあたっては、釣獲量の時期ごとの変動、遊漁船、PBの出港状況を把握することが必要と考え、2月から5月前後まで月1回程度、プレジャーボートや釣り人の多い休日に調査を継続することで、より精度の高い調査にすることを試みたが、実際には時化などの影響で限られた日程での調査となった。

調査時期は積丹半島付近のサクラマス来遊が例年2~4月であることから、この時期に行い、平均的な乗船人数により調査を行い、1隻あたりの一般的なサクラマスの釣獲データの収集を目指した。調査船には釣獲要員として5名が、記録者として2名が乗船した。用具は遊漁者が用いるバケとジグの2種類の仕掛け(図3-3)を用いることとし、船上で魚群探知機の魚影により選択した。釣り上げたサクラマスは、釣獲時刻、位置(GPSによる)、釣獲水深(魚探水深)を記載し、全長、重量を測定した。また、今後の細解析に用いるため、胃内容物および鱗を採取し、冷凍保存した(図3-4)。

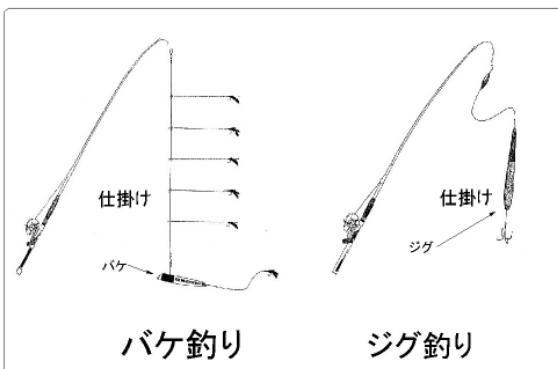


図3-3 サクラマス遊漁の仕掛け

平成13年春シーズンの積丹半島周辺は例年になくサクラマスの来遊が少なく、ほとんど釣獲量はなかったが、平成14年春シーズンは2月初旬から釣獲が行われ、5月初旬まで順調に推移した。これは通常言われる積丹半島周辺でのサクラマスの釣りシーズンにほぼ合致した。

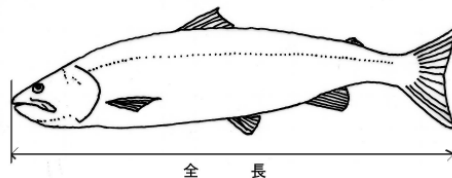


図3-4 サクラマス(模式図)と全長

### 3. 2. 2 遊漁船・PB調査(海上調査)

この調査は、沖合海域における対象時期ごとの遊漁船数、乗客数および釣竿数を確認するとともに、釣獲調査で釣獲した魚種を可能な限り把握し、サクラマスの釣獲量を推定することを目的とした。この結果、遊漁船・PB調査は原則として釣獲量調査と同じ日に行った。あわせて、当該期間におけるPBによるサクラマス釣獲量についても推定した。調査項目は遊漁船およびPBの遊漁位置(GPSによる緯度・経度)、その水深、隻数、乗船数、釣竿数および重複カウントをさけるために船名も確認した。

### 3. 2. 3 遊漁船・PB調査および釣り人釣果調査(陸上調査)

釣り人を対象にした聞き取り調査では、釣りの背景や陸釣りでの釣獲量を把握する目的で、釣り人陸上の釣りスポット(余別漁港防波堤、神岬漁港付近平磯、余別漁港裏岩場、余別漁港沖防波堤、余別漁港来岸、余別漁港来岸沖防波堤、西河野営場砂浜、入舸漁港、美国漁港、幌武意漁港防波堤、神恵内村西の河原など)において、サクラマスやその他の釣獲量を把握するとともに、行程、出発地、その他釣りに関する情報を得た。また、沖合海域で海上班により確認されたPBについては、これらの入港を待ち、遊漁位置、釣獲物(魚種ごとの尾数等)、その他の情報について聞き取り調査を行った。

### 3. 2. 4 神恵内村における遊漁船の実態および後志管内のPBの実態調査

神恵内村漁業協同組合に委託して平成 13 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までと平成 14 年 1 月 1 日から 5 月 31 日までの遊漁船出航状況を全調査した。調査項目は遊漁船別・日別の乗船人数, 体長別(大 : 55cm 以上, 中 : 45 ~ 55cm, 小 : 35 ~ 45cm) 釣獲量とした。また, PB の増減傾向を知るため, 後志管内とくに積丹半島周辺における PB 数実態調査として, 平成 13 年 3 月から平成 14 年 2 月までの後志管内の漁港別・月別の漁港施設使用許可申請件数および許可件数等を調べた。

### 3. 3 得られた結果

#### 3. 3. 1 釣獲量調査 (海上サンプル調査)

得られた結果を表 3-1 ~ 3-3 に示した。平成 13 年 5 月の調査においては, 水温が低いためか, サクラマス釣獲はなかった (他の遊漁船への無線連絡でもサクラマスの釣獲はほとんどなかった)。平成 14 年 3 月 20 日のサンプル調査においては 8 尾, 3 月 24 日調査においては 23 尾, 4 月 26 日調査においては 1 尾の合計 32 尾のサクラマスを得ることができた。釣獲位置と深度は 3 月 20 日と 24 日では, 積丹町神威岬と積丹岬の間での 43 ~ 57 m であったが, 4 月 26 日には同海域の深度 31 m で捕獲された。とくに 3 月 20 日から 24 日にかけては, 積丹半島周辺海域におけるサクラマス釣りのピークにあたり, 神恵内村川白沖では 1 隻の遊漁船で 40 尾程度の釣果があったことも報告されている。

サンプル調査で得られた 32 尾の全長と体重の関係をみると, 正の相関が見られ (図 3-5), 体重 (y) と全長 (x) の関係は  $y=0.1012x-3.3019$  となった。以後, 他の調査で得られたサクラマスの体重はこの式で換算した値を用いた。サンプル調査における全長の頻度 (図 3-6) は 40 ~ 45cm が最も多く, 次いで 35 ~ 40cm で, 最小は 32cm, 最大は 64cm であった。体重の頻度 (図 3-7) は 0.5 ~ 1.0Kg が 14 尾でもっとも多く, 次いで 1.0 ~

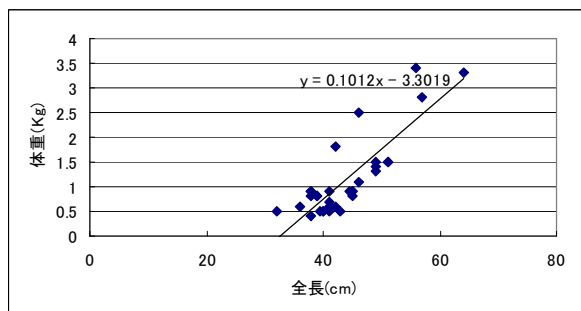


図3-5 サクラマスの全長と体重の関係

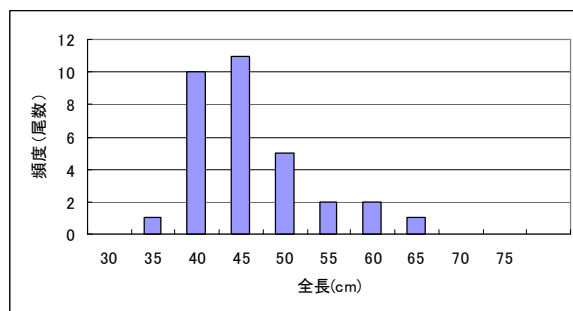


図3-6 釣獲したサクラマスの全長頻度分布

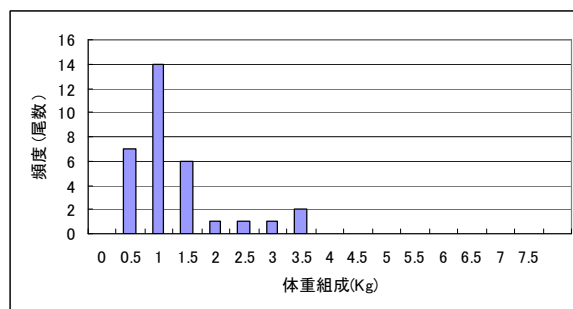


図3-7 釣獲したサクラマスの体重頻度分布

1.5Kg であった。最小は 0.5Kg, 最大は 3.4Kg であった。釣獲時刻は午前 8 時台が最も多かったが, 3 月 24 日では午前 11 時台にも釣れていた。

#### 3. 3. 2 遊漁船・PB調査 (海上調査)

平成 13 年 5 月 20 日調査は古平港から出航し, 積丹岬から古平町シリパ岬までの海域で, 遊漁船数および PB 数, 乗客数, 釣り竿数の調査を行った。その結果, 調査海域全体で遊漁船 19 隻, PB42 隻の計 61 隻が遊漁を行っていることを確認した。それぞれの乗船総数は, 遊漁船が 124 人, PB が 95 人であった。竿総数は遊漁船が 124 本, PB が 93 本であった。船舶については全隻数のうち, 68.9 % が PB であった。遊漁者数については 65.6 % が遊漁船で釣りを行っていた計算になる。乗船数は, 遊漁船で 6 ~ 10 人程度, PB で 2 ~ 3 名程度であった。場所は離岸距離で 3 マイル以内, 水深帯は 20 ~ 50 m の海域であった。また, 遊漁船, PB ともに, 積丹岬沖および余市町ローソク岩沖で多く確認され, 良好な漁場に密集して釣行していることが確認できた。釣り竿の動き方からみると, ねらいはホッケ, カレイが主体であったと思われるが, カレイ類を目的にしている船も相当数みられた。なお, 調査海域における PB はクルーザータイプは少なく, ランナバウトタイプが主体であった。調査結果を図 3-8 に示した。

平成 14 年 3 月 24 日および同 4 月 27 日は, 積

表3-1 釣獲サンプル調査結果(1)

調査年月日 平成 14 年 3 月 20 日  
 調査時間 出港 06:50 天候 晴  
 開始 07:05 波高 1.5m  
 終了 11:45  
 入港 11:55

竿数 5 本 (内訳ジグ 3 本・バケ 2 本)

場所	水深	全長・体重	時刻	備考
N 43° 19.033' / E 140° 20.360'	51	49 cm 1.5 kg	08:00	バケ
		32 cm 0.5 kg	08:05	バケ
		56 cm 3.4 kg	08:10	ジグ
		49 cm 1.3 kg	08:15	バケ
		57 cm 2.8 kg	08:20	バケ
		38 cm 0.9 kg	08:22	バケ
N 43° 19.771' / E 140° 20.026'	57	38 cm 0.7 kg	09:00	バケ
		42 cm 1.8 kg	09:10	バケ
N 43° 20.588' / E 140° 21.825'	44	釣獲なし		

備考：その他 川白船で 1 隻 40 本程度揚がっていた  
 通常は、5:30 に出港していた

表3-2 釣獲サンプル調査結果(2)

調査年月日 平成 14 年 3 月 24 日  
 調査時間 出港 06:56 天候 曇りのち晴  
 開始 07:18 波高 1.5m のち 1.0  
 終了 12:00  
 入港 12:06

竿数 5 本 (内訳ジグ 3 本・バケ 2 本)

場所	水深	全長・体重	時刻	備考
N 43° 19.071' / E 140° 20.365'	45	42 cm 0.6 kg	07:42	
		45 cm 0.8 kg	07:52	
		41 cm 0.7 kg	07:54	
		51 cm 1.5 kg	07:58	
		41 cm 0.6 kg	08:01	
		44.5 cm 0.9 kg	08:13	
		46 cm 1.1 kg	08:14	
		38 cm 0.9 kg	08:30	
		41 cm 0.9 kg	08:32	
		39 cm 0.8 kg	08:38	
		46 cm 2.5 kg	08:40	
		39 cm 0.8 kg	08:44	
		36 cm 0.6 kg	08:46	
		40 cm 0.5 kg	08:55	
		41 cm 0.5 kg	08:58	
		64 cm 3.3 kg	08:59	
		38 cm 0.4 kg	09:00	
45 cm 0.9 kg	09:08			
46 cm 0.9 kg	09:11			
N 43° 19.065' / E 140° 20.424'	43	40 cm 0.5 kg		10:30
N 43° 20.715' / E 140° 23.029'	52	39.5 cm 0.5 kg		11:17
N 43° 20.673' / E 140° 22.683'	49	51 cm 1.5 kg		11:33
		43 cm 0.5 kg		11:39

備考：その他 ホッケ 70~80 尾  
 タラ 1 尾 カジカ 1 尾

表3-3 釣獲サンプル調査結果 (3)

調査年月日 平成 14 年 4 月 26 日  
 調査時間 出港 05:04 天候 晴  
 開始 05:15 波高 1.5m  
 終了 12:00  
 入港 12:12  
 竿数 5 本 (内訳:ジグ 5 本)

	場所	水深	全長・体重	時刻	備考
N 43°	20.450'	30			ホッケ 2 4 尾 タラ 2 尾
E 140°	22.680'				サクラマスの釣獲なし
N 43°	20.370'	31	49 cm 1.4 kg	07:4	ホッケ 4 5 尾 イシカジカ 1 尾
E 140°	23.970'				サクラマス (ジグ) 1
N 43°	20.550'	43			ホッケ約 6 0 尾
E 140°	23.380'				サクラマスの釣獲なし

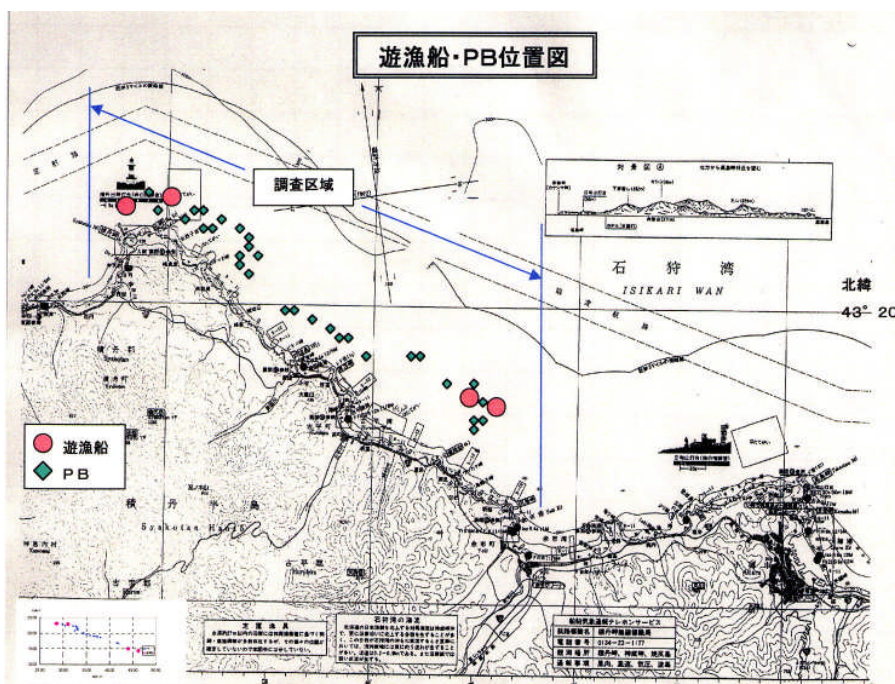


図3-8 平成13年 5 月 20 日における積丹沖における遊漁船・PBの動向調査結果

丹町余別港から出航し、神威岬および積丹岬周辺海域において同様の調査を行った。3 月 24 日調査では海上調査の途中で GPS が不良に陥り、途

中から陸上からの目視調査に切り替えたが、遊漁船はのべ 38 隻 (うち海上調査で位置確認 28 隻) で、神威岬の余別側および神岬側の 2 カ所に分布していた。PB 数は少なく、3 隻が確認できたのみであった。海上調査で確認した遊漁船 28 隻の乗客は 5 ~ 11 名で、総数は 200 名、1 隻あたりの平均乗客数は 7.14 人であった。釣り竿数は 1 隻について 4 ~ 10 本で、総数では 171 本、1 隻あたりの平均釣り竿数は 6.11 本であった。4 月 27 日調査では遊漁船数と PB 隻数およびそれぞれの乗船数のみを計測した。遊漁船は神威岬余別側に 19 隻 (余別船団)、同神岬側に 24 隻 (余別船団)、乗船数はそれぞれ平均で 5 名および 2 名であった。また、神威岬沖には余別船団の 7 隻が出航していた。島武意海岸では 20 隻の遊漁船を確認し、乗船数は平均 3 名程度であった。島武意沖の遊漁

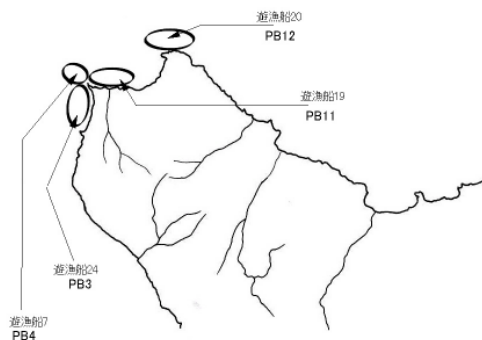


図3-9 平成14年 4 月 27 日調査の結果



表3-4 釣獲聞き取り調査結果（陸釣り用）

場所	時間	釣獲物	背景	情報	備考
余別漁港（防波堤）	7:00	アメマス1尾 34cm(7:00)	前夜現着	リピーター	滝川、赤平、 札幌各1名
神岬漁港付近平磯	7:24	ホッケ数尾(7:00)	当日現着		札幌、小樽 5名
余別漁港裏岩場	7:50	カレイ、ホッケね らい（釣果0）	当日現着	リピーター ゴミが多く釣獲物や 餌がカラスに狙われ ることがあるので、 自分も危険である	札幌1名
余別漁港（沖防波 堤）	8:00	クロガシラねらい （釣果0）	前日から入り来岸方 面からポイントを変 えながら現着	リピーター（ほぼ毎 週）	札幌グルーブ 3名
余別漁港（来岸）	8:30～ 8:50	クロガシラ小×7 尾（昨晚からの釣 果）	昨晚から入り沼前ま で行ったが釣果なく 戻ってきて現地で夜 明け	北西の風が吹くと美 国寄りが釣れる。 南東の風が吹くと神 恵内が釣れる。	札幌2名
余別漁港（来岸沖 防波堤）		カレイ狙い0、ホ ッケ×4			札幌4名
西河野営場（砂浜）	9:00	アメマス1尾30cm 撮影後放流(9:00)	当日現着（カップル 他1名）	2月頃までは島牧に 行く（アメマスダー ビー）	札幌×3+1 名
入舸漁港	9:20～ 9:50	アメマス狙い（釣 果0）			札幌1名
		アメマス、ホッケ 各数尾		ホームグラウンドで ある毎週来る。	札幌1名他3 名
美国漁港	10:30	ホッケ17尾 カレイ小3尾大1 尾 アブラコ×1尾		赤いホッケはおいし い	札幌、三笠、 芦別各2名
		ホッケ、カレイ	つり新聞取材班（全 道取材している）	積丹半島周辺は1月 から釣りに適した い季節に入ってい る。先々週は44cmの ホッケが釣れた。陸 釣りでサクラマスは 釣れない。アメマス 中心。餌はイソメ、 針は16号カレイ針、 針数長め、PFライン …。今時期は早朝か ら夕方まで釣れる。	3名
幌武意漁港防波堤	10:50	ホッケ狙い（釣果 0）	旭川ナンバー多し	防波堤に立ち入り禁 止看板あり越波跡あ りにもかかわらず防 波堤先端に釣り人多 し。聞き取り断念	
神恵内村（西の河 原）	11:50	ホッケ、カレイ狙 い（釣果0）	現着直後		倶知安町2名

船は、古平、美国、日司のそれぞれの船団が混合していた。4月27日のPB数は、神威岬（余別側）で11隻、乗船数は平均2～3名、神威岬（神岬側）では3隻、乗船数は1～2名、神威岬沖では4隻、乗船数は1～2名であった。また、島武意海岸では12隻のPBを確認し、乗船数は平均2名、最大で5名であった。4月27日の遊漁船およびPBの位置を図3-9に示した。

### 3. 3. 3 遊漁船・PB調査および釣り人釣果調査（陸上調査）の結果

釣り人を対象にした聞き取り調査では、のべ13件36名から回答を得た。調査結果を表3-4に示した。これによると、ほとんどの釣り人は、ホッケ、カレイ類、アメマスなど対象魚種のねらいを



写真3-2 釣獲されたサクラマス（積丹町にて）

釣り、近くは札幌圏（66.7%）、遠くは旭川、滝川、三笠などの道央圏からの釣り客であり、当日に現地に到着した者が多かった。陸釣りに関してはサクラマスが対象であると回答した者がなく、調査対象が結果として陸釣りの遊漁者に偏ったため、サクラマス釣獲量は把握できなかった。PBに関しては、遊漁海域と入港漁港が大幅に離れているケースもあり、当初の目的を達成するほどの十分な結果は得られなかった。この調査に関しては、今後、再度方法を検討を要することが判明した。

### 3. 3. 4 神恵内村の遊漁船実態調査結果

神恵内村漁業協同組合に委託して平成13年4月1日から6月30日までと平成14年1月1日から5月31日までの遊漁船出航状況を全調査した。神恵内村の遊漁船数は兼業船が多く、遊漁船登録を行った船が必ずしも遊漁として操業しているとは限らない。したがって、遊漁船として実働していたのは、平成13年調査においては、15隻、平成14年1月から3月までは14隻、同4月から5月までは、漁業の操業期に入ったこともあり、5隻であった。平成13年調査では4月のゴールデンウィーク前後が最も多く、実際に遊漁者を乗船させ遊漁に供された漁船数は、最高で15隻中10隻に達した。とくに日曜祭日に集中していたが、サクラマスが釣獲され始めると平日の出航も少なからずあった。この間の総出航数（図3-10）はのべ74隻で、乗船した総遊漁者数（図3-11）は448人であった。1隻あたりの乗船数（図3-12）は5～7人で、1隻あたりでは6.1人、最高は5月19日の8人であった。銘柄別釣獲量（図3-19・A）は銘柄大が総数で31尾、1日平均1.9尾、銘柄中が総数で102尾、1日平均6.4尾、銘柄小が総数で130尾、1日平均8.1尾であった。しかし、一人1回あたりの釣果は銘柄大で0.1尾、銘柄中で0.2尾、銘柄小で0.3尾と少なかった。遊漁船

の出航状況と釣獲量の推移はほぼ一致していたが、同年春シーズンのサクラマスは来遊量が少なかったため（同時期の積丹から古平海域においてもほとんど釣果がなかった；前述）、極めて少ない釣果に終わったと推測される。同時期のサクラマス釣りシーズンは4月下旬に始まり、6月中旬に終了したと思われる。

平成14年の1月から3月調査では、釣獲量の推移から、サクラマス釣りシーズンは例年どおり2月下旬に始まり、5月下旬以降まで継続したと思われる。この間、神恵内管内の遊漁船の出航は1月下旬から始まり、前年同様休日を中心に最高で1日あたり14隻中10隻に達した。出航のピークは2つあり、ひとつはサクラマス釣りが本格化し始めた3月下旬で、もうひとつは4月のゴールデンウィーク前後であった。サクラマスが釣獲され始めた3月下旬には平日の出航も少なからずあった。この間の総出航数（図3-13）はのべ96隻で、乗船した総遊漁者数（図3-14）は393人であった。1隻あたりの乗船数（図3-15）は前年同様5～7人で、平均は4.1人、最高は3月31日の6.1人であった。平均値が小さいのは、平日にも少なからず遊漁船の出航があり、その場合1のみ名の乗船であったことなどが反映していたと思われる。銘柄別釣獲量（図3-19・B）は銘柄大が総数で85尾、1日平均2.3尾、銘柄中が総数で474尾、1日平均12.8尾、銘柄小が総数で1,588尾、1日平均42.9尾であった。シーズンが始まりサクラマス来遊が本格化したにもかかわらず、銘柄大の日平均釣獲量は不漁であった前年よりも微増にとどまった。伸びたのは銘柄中と小で、前年シーズンと比較して、銘柄中で1日あたり6.4尾から12.8尾と倍増、銘柄小は1日あたり8.1尾から42.9尾と5倍増となった。一人1回あたりの釣果は銘柄大で0.2尾、銘柄中で1.2尾、銘柄小で4.0尾であった。いずれも前年シーズンよりも増加し、とくに銘柄中と小でその傾向が著しかった。

平成14年4月から5月調査における遊漁船出航数（図3-16）はのべ13回と多くない。これはサクラマス釣りのポイントが積丹側に移動したことも大きい。出航があった8日で25人が遊漁船を利用している。日平均遊漁者数（図3-17）は3.1人、1隻あたりの乗船数（図3-18）は1.9人で、1～3月に比べて半減した。銘柄別釣獲量（図3-19・C）は銘柄大が総数で22尾、1日平均2.8尾、銘柄中が総数で40尾、1日平均5.0尾、銘柄小が総数で46尾、1日平均5.8尾であった。

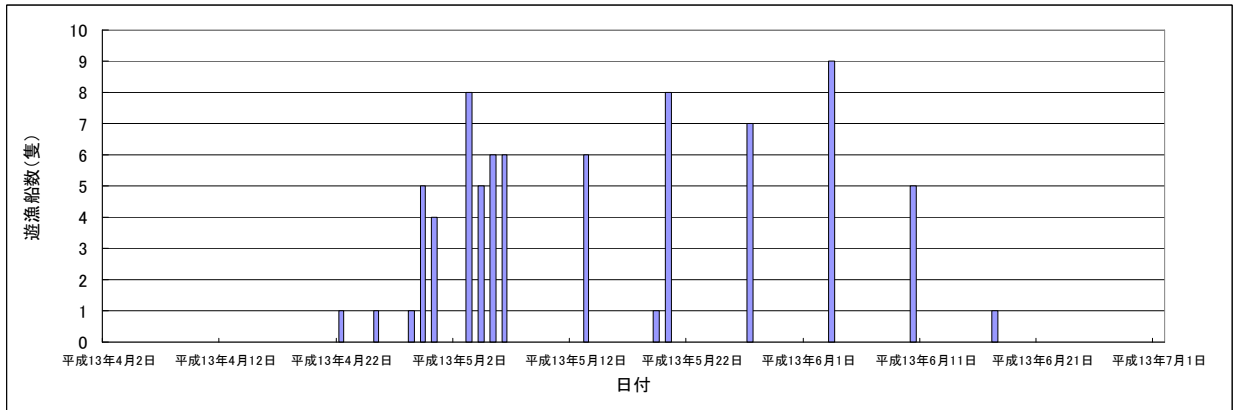


図3-10 平成13年4月1日～6月30日までの神恵内における遊漁船稼働数の推移

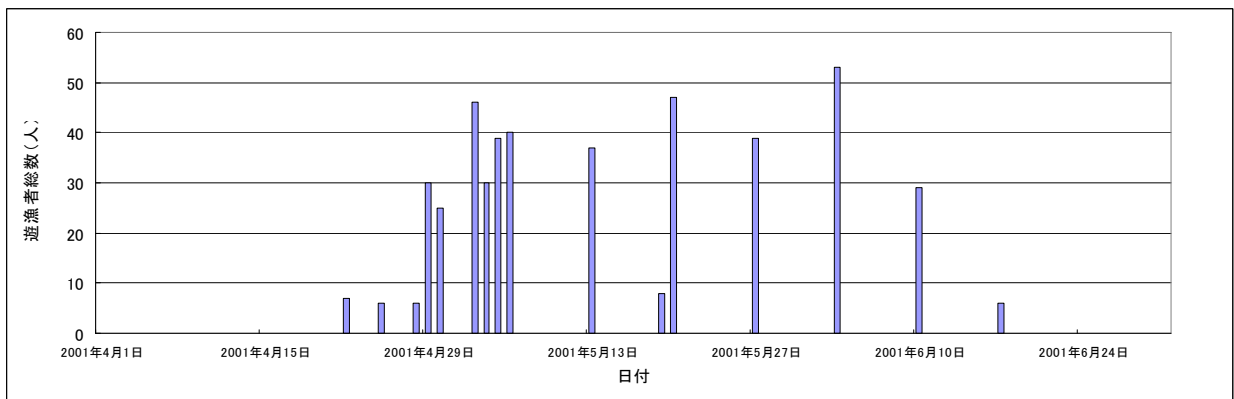


図3-11 平成13年4月1日～6月30日までの神恵内における遊漁者数の推移

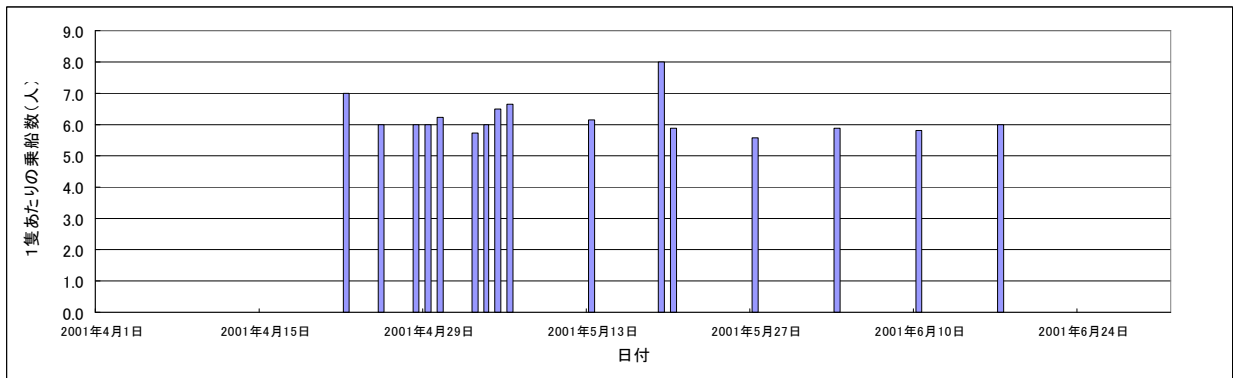


図3-12 平成13年4月1日～6月30日までの神恵内における遊漁船1隻あたりの乗船数の推移

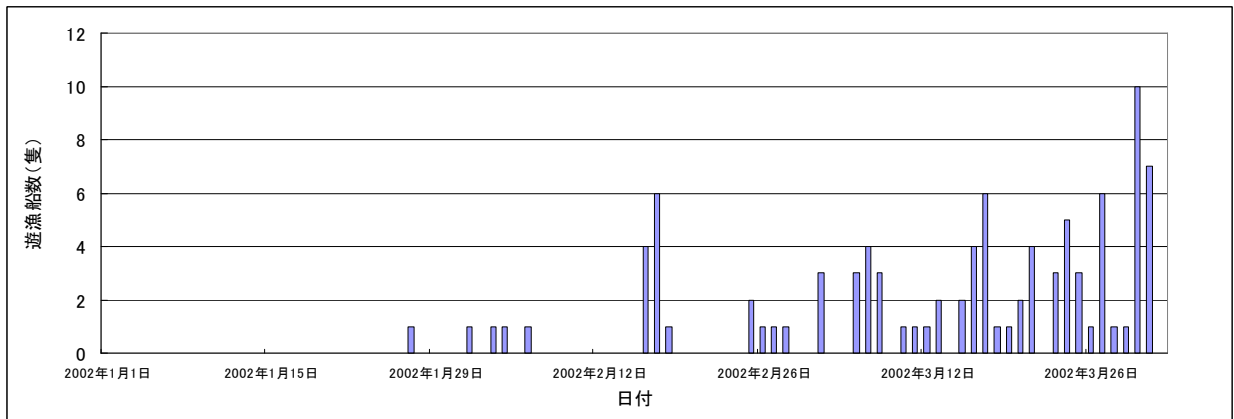


図3-13 平成14年1月1日～3月31日までの神恵内における遊漁船稼働数の推移

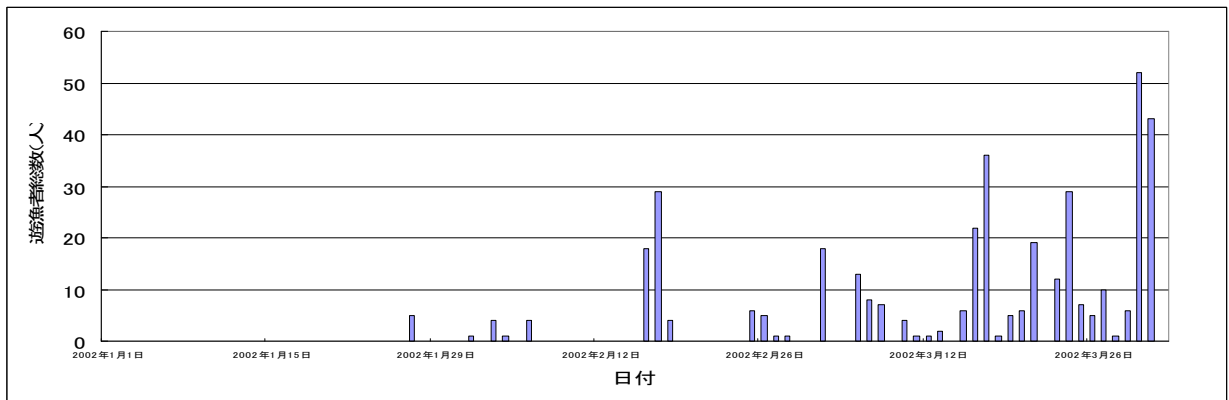


図3-14 平成14年1月1日～3月31日までの神恵内における遊漁者数の推移

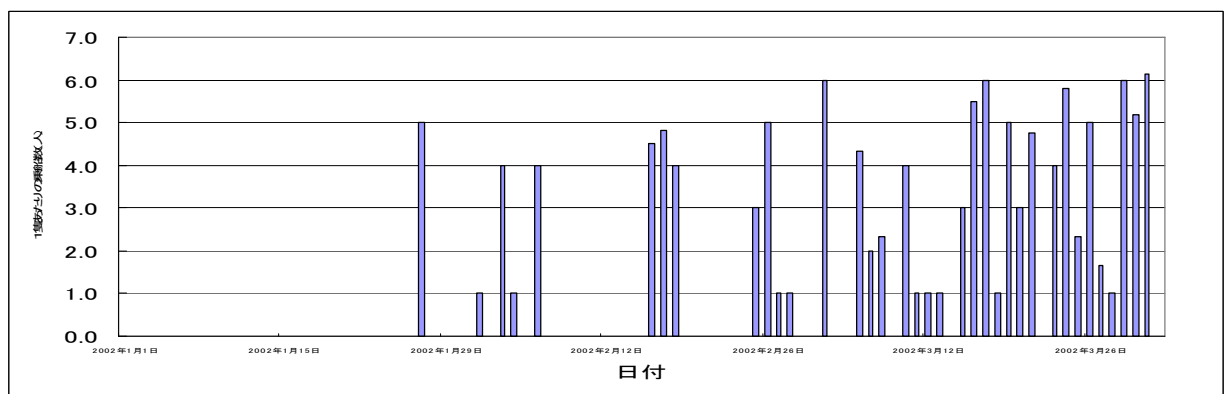


図3-15 平成14年1月1日～3月31日までの神恵内における遊漁船1隻あたりの乗船数の推移

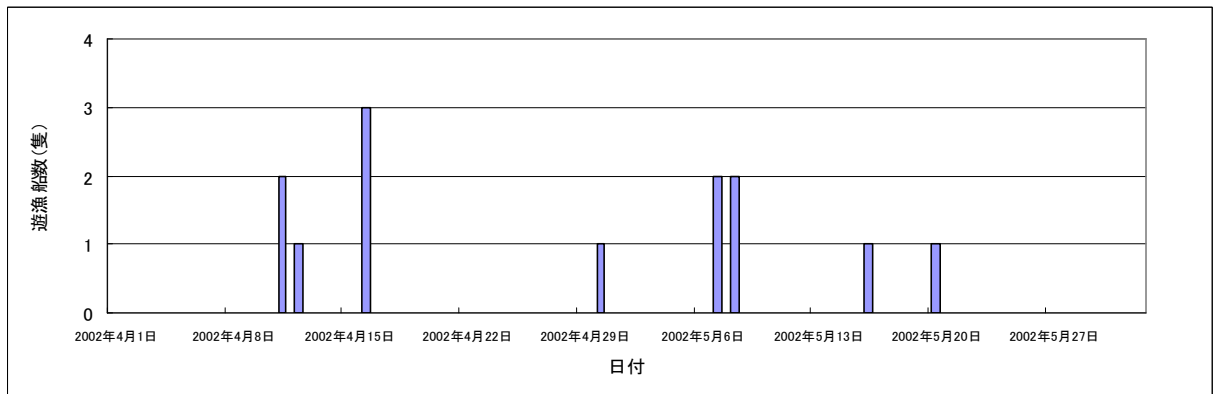


図3-16 平成14年4月1日～5月31日までの神恵内における遊漁船稼働数の推移

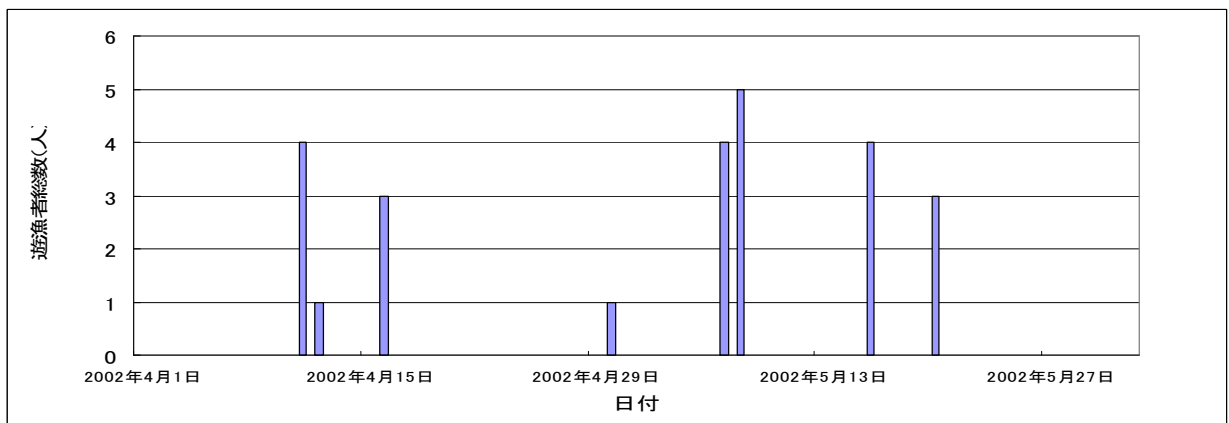


図3-17 平成14年4月1日～5月31日までの神恵内における遊漁者数の推移

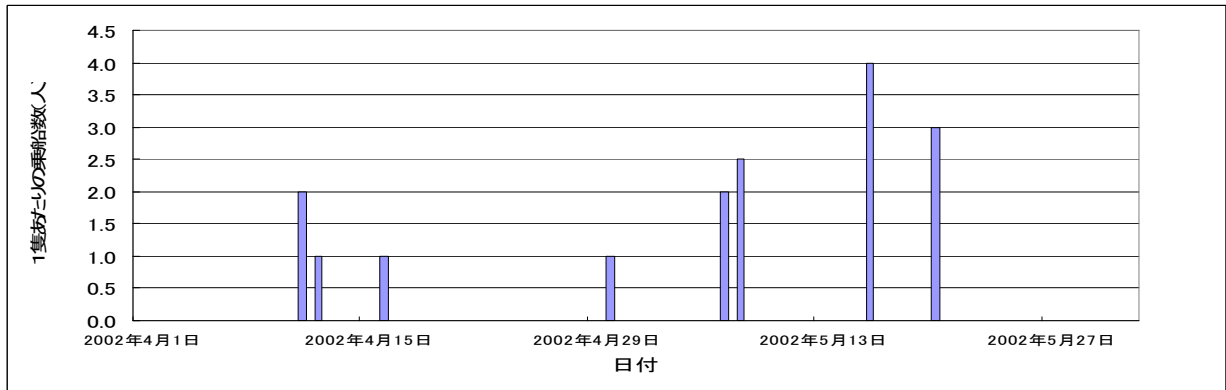


図3-18 平成14年4月1日～5月31日までの神恵内における遊漁船1隻あたりの乗船数の推移

表3-5 神恵内村の遊漁船における釣獲量の実態

シーズン	平成13年4月1日～6月30日		平成14年1月1日～3月31日		平成14年4月1日～5月31日	
調査対象遊漁船数；隻数	15		14		5	
遊漁船の出航があった日数	16		37		8	
出航した遊漁船総数；のべ隻数	74		96		13	
日平均遊漁船数；隻数	4.6		2.6		1.6	
総遊漁者数（乗船数）；のべ人数	448		393		25	
日平均遊漁者数；人数	28.0		10.6		3.1	
1隻あたりの平均乗船数；人数	6.1		4.1		1.9	
銘柄大釣獲量；尾, Kg	31	98.3	85	269.5	22	69.7
銘柄中釣獲量；尾, Kg	102	136.7	474	635.2	40	53.6
銘柄小釣獲量；尾, Kg	130	93.6	1,588	1,143.4	46	33.1
総釣獲尾量（銘柄大中小）；尾, Kg	263	328.6	2,147	2,048.0	108	156.5
1日あたりの銘柄大釣獲量；尾, Kg	1.9	6.0	2.3	7.3	2.8	8.9
1日あたりの銘柄中釣獲量；尾, Kg	6.4	8.6	12.8	17.2	5.0	6.7
1日あたりの銘柄小釣獲量；尾, Kg	8.1	5.8	42.9	30.9	5.8	4.2
1隻あたりの銘柄大釣獲量；尾, Kg	0.4	1.3	0.9	2.9	1.7	5.4
1隻あたりの銘柄中釣獲量；尾, Kg	1.4	1.9	4.9	6.6	3.1	4.2
1隻あたりの銘柄小釣獲量；尾, Kg	1.8	1.3	16.5	11.9	3.5	2.5
1人あたりの銘柄大釣獲量；尾, Kg	0.1	0.3	0.2	0.6	0.9	2.9
1人あたりの銘柄中釣獲量；尾, Kg	0.2	0.3	1.2	1.6	1.6	2.1
1人あたりの銘柄小釣獲量；尾, Kg	0.3	0.2	4.0	2.9	1.8	1.3

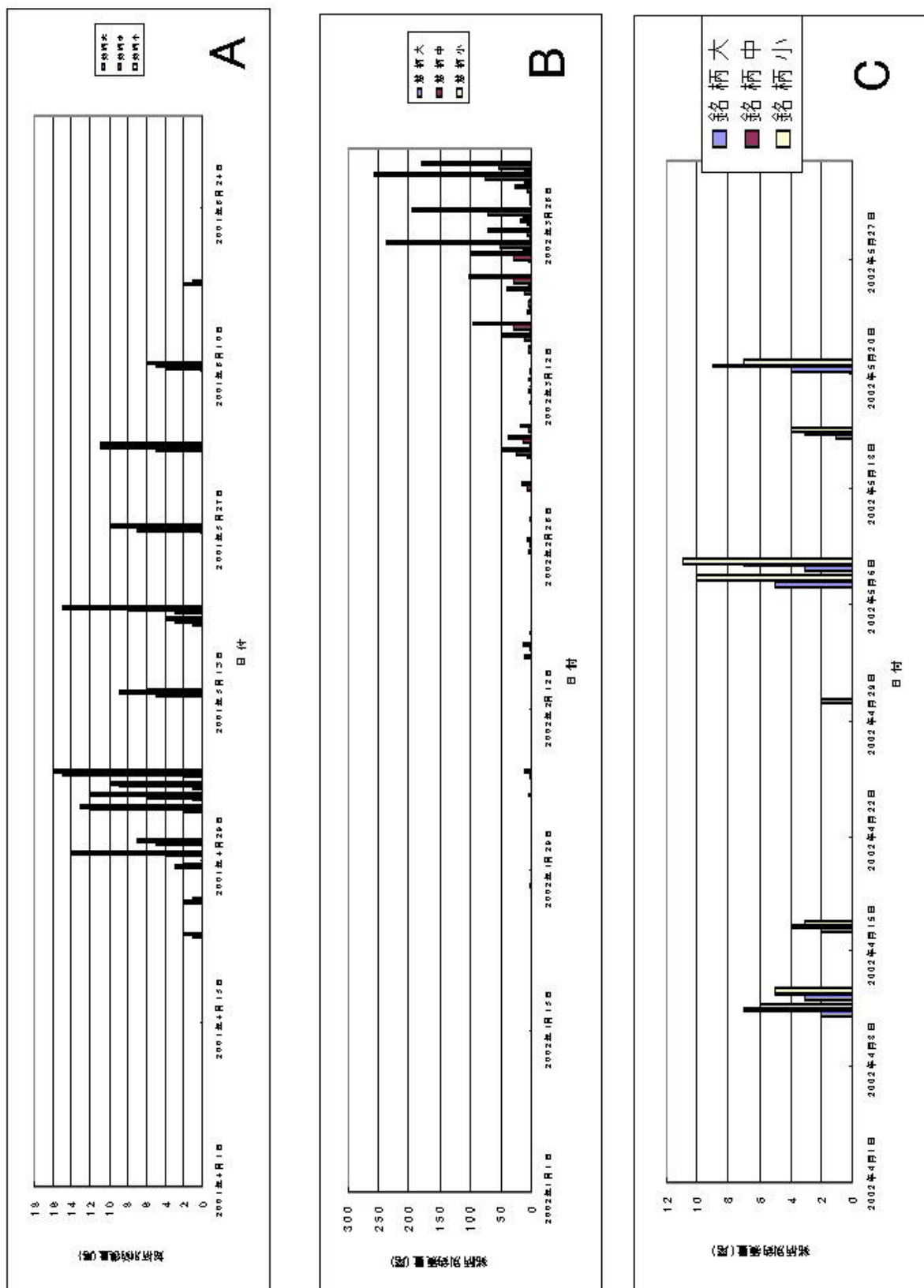


図3-19 神恵内村におけるサクラマス銘柄別の釣獲量の推移  
 A:平成13年4月1日～6月30日, B:平成14年1月1日～3月31日, C:同4月1日～5月31日

しかしながら、銘柄大の日平均釣獲量は1～3月よりも若干伸びて2.8尾となったが、銘柄中と小ではそれぞれ5.0尾、5.8尾と1～3月シーズンよりも大幅に減少した。一人あたりの釣果は銘柄大で0.9尾、銘柄中で1.6尾と1～3月よりも若干増加したが、銘柄小で1.8尾と1～3月よりも若干減少した。4～5月は1回あたりの釣行の総釣獲数（すべての銘柄を含む）で1～3月期を下回り、シーズン終盤の様相を示した。

前述のサンプル調査で得た釣獲尾数を銘柄別に分け、それぞれの平均体重を求めると、銘柄大は3.17Kg、銘柄中は1.34Kg、銘柄小は0.72Kgとなるので、平成13年4～6月期の総釣獲重量は328.6Kgとなった。釣果が平年並みに戻った平成14年1～3月期では同様の計算で2,048Kg、シーズン終盤の4～5月期は156.5Kgとなった。神恵内の遊漁船による釣獲量は表3-5に示す通りである。

### 3. 3. 5 後志管内のPB数実態調査の結果

積丹半島沖での釣獲量の動向はPB数の増減と大きく関わりを持つと思われるため、同海域周辺におけるPBの漁港施設使用許可件数を調査し、PBの動向を把握した。平成13年4月から平成14年3月の後志支庁への申請および許可件数（申請は1ヵ月前）は後志管内16漁港（祝津、余市河

口、古平、美国、幌武意、来岸、珊内、赤石、神恵内、盃、泊、敷島内、横潤、寿都、永豊、千走）において、指定施設が申請239件に対して許可は212件、指示施設では申請1,463件に対して許可は1,462件であり、合計では申請1,702件に対して許可は1,674件であった。積丹半島周辺に限って言えば、余市河口がもっとも多く、指定、指示両施設への申請411件、次いで来岸の363件であったが、両漁港ともそのすべてが許可された。両漁港に次いで、古平では申請364件に対して許可は362件、幌武意では申請248件に対して許可226件、美国では申請61件に対して許可は59件であった。申請件数に対する許可件数の割合は全体で98.4%であった。積丹半島周辺における月別の漁港施設使用許可件数を表3-6に示した。地域別・時期別にみると、余市河口では5月から10月に集中しており、札幌や小樽の都市圏に近いことから、夏場のレジャーとしてPBを利用している傾向が伺われる。しかし、古平、美国、などの漁港においては、4～5月の許可件数が夏場の許可件数を超えており、船そのものを利用したレジャーよりも、おそらく釣りを目的としてPBを釣りポイントに近い漁港に係留するために申請をしているのであろう。これは積丹半島南部に位置する神恵内、盃、泊などにおいても、数は少ないが同様の傾向が見られた。積丹半島周辺における月別の漁港施設許可件数を表3-6に示すとともに、漁港別の許可件数の推移を図3-20に示した。

表3-6 積丹半島周辺における漁港施設使用許可件数（月別）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
余市河口	0	80	72	69	51	80	49	10	0	0	0	0	411
古平	74	34	57	47	46	51	40	5	6	0	2	0	362
美国	55	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	59
幌武意	28	31	38	26	25	36	29	7	0	0	0	6	226
来岸	100	72	27	31	36	41	35	7	5	0	0	9	363
珊内	7	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	10
赤石	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
神恵内	10	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	12
盃	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
泊	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5

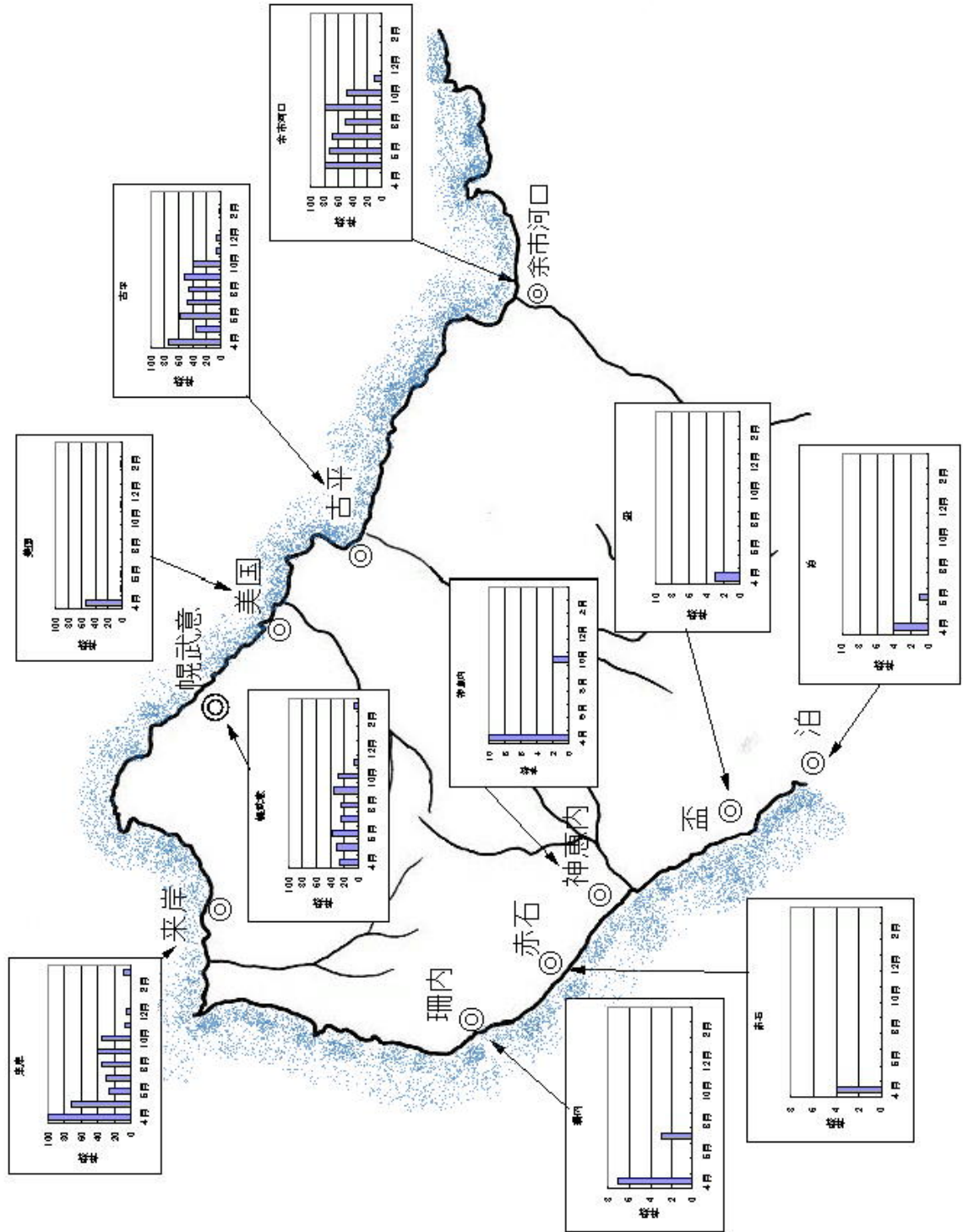


図3-20 後志管内における漁港別の漁港施設使用許可件数の推移



### 3. 3 考察

#### 3. 3. 1 後志管内の漁業の現状

後志管内の漁業は古くからニシン漁業などで栄え、最近では刺網等の漁船漁業あるいはアワビ、ウニ等の沿岸漁業を主体とし発展を遂げてきたのであるが、最近では漁業不振が目立ち始め、漁業そのものばかりでなく、漁家経営や漁業協同組合の財務悪化、漁村における後継者難などをもたらすに至っている。

後志管内の漁業経営体数は平成 11 年度資料(北海道後志支庁, 2001)によると, 1,251 経営体で, 全道の 6.5 %, 全道 6 位となる水産が盛んな管内であるが, この数は全道的な傾向と同様に年々減少している。平成 2 年度の 1,561 経営体からみると 19.9 %程度の減少となっている。これは全道での 16.2 %よりも大きい値となっている。漁業生産額も年々下降の傾向を示し, 平成 12 年度の海面漁業生産量(属地)で 90 千トン, 海面漁業生産額(属地)は 132 億円となり, その落ち込みは大きい。一経営体あたりの漁業生産額も平成 11 年度で 10,934 千円で全道平均の 15,852 千円を下回っている。

後志支庁管内の漁業協同組合所属の組合員数(北海道後志支庁, 1996, 1997, 1998, 2001)も平成元年の 2,911 人から平成 12 年には 1,846 人に 36.6 %も減少し, 若い世代を中心に漁業離れが進んでいる。漁業への新規就業の動機をみると(北海道水産林務部, 2000), 北海道全体ではあるが, 「後継者だから」が 60.9 %で最も多く, 「収入がいいから」と回答したものは 10.5 %にすぎない。また, 漁家子弟へのアンケート結果(北海道水産林務部, 2000)においても, 漁業への就業を希望する理由(複数回答)のうち, 「ある程度の収入が期待できる」と回答したものは 14.3 %で, 収入の面で漁業への期待が小さくなっており, その結果, 漁村においては後継者難が深刻な問題となっている。後志においても同様な傾向を示している。確かに, 北海道全体として海洋資源の状態は悪化している(北海道水産林務部, 2000)が, 漁業人口の減少は, 資源の悪化だけが理由ではないように思える。

後志管内の海水動力漁船数は, 平成 12 年度末で 2,330 隻を数え, 全道の 6.3 %を占めているが(北海道後志支庁, 2001), 平成元年の 2,828 隻からみると, 17.6 %の減少をみている。また, 後志管内では海水動力漁船数の約 88 %が 5 トン未満である。後志管内には第 1 種から第 4 種まで合計 38 の漁港が存在し, 多くの漁港施設整備事業

にもかかわらず, 前述の漁業者数や漁船数の減少に伴い, 漁港スペースには余裕が生じ始めている。

#### 3. 3. 2 都市部市民の海洋レジャーへの参入

漁村における漁業が停滞し, 漁港スペースに余裕が生じる中, 都市部においては海洋性レクリエーションいわゆる海洋レジャーに対する希望が高まっている。とくに昨今の釣りブームの影響は大きく, 様々な海洋レジャーの中で, 釣り人口の増大はめざましい。道内遊漁者の伸びは昭和 58 年(第 7 次センサス)と平成 10 年(第 10 次センサス)を比較すると, 海面船釣りでは 347.5 千人から 593.5 千人へ, 陸釣りが 1,099.5 千人だったものが 1,548.1 千人へととなっている。1.3 「北海道における海洋レジャー」に示されたように, 釣りに関する潜在的ニーズは約 43 %に達しているので, 今後もさらなる伸びが予想されている。2.4 「釣り人に対する調査結果」に示されているように, 後志管内における年間の釣行は平均 13 回に達し, このうち船釣りが最も多くて 34.5 %, 次いで磯釣りの 26.5 %, 自己所有船による船釣りも 12.6 %あった。後志支庁管内の遊漁団体数は 15, 会員数 819 名であることから, 釣り人の多くは遊漁者団体数 157, 会員数 3,762 名を抱える札幌圏からの釣り人であることは想像に難くない。これまでの遊漁のあり方をみると, これらの多くは陸釣りであろうが, 遊漁船や PB による遊漁も次第に増えつつある。これは後述する PB 数の伸びからも分かる。

遊漁による釣獲量の資料は多くないが, 後志統計による平成元年から平成 10 年にかけての釣獲量の伸びをみると, 同じように釣りポイントを多く有する渡島管内の平成元年比で 92.0 %, 胆振管内の 104.8 %に比べ, 後志管内では 114.2 %と多くなっている。札幌にほど近い, 石狩管内では 92.1 %で逆に減少していることから, 自家用車の普及, 積丹一周道路の開通あるいは釣り情報の増加などに伴い, 少々遠出をしてもダイナミックな釣りを目指して, 釣り人口が後志管内を目指していることがみえてくる(遊漁による釣獲金額は後志を含め, ほとんど全道で下落しているが, 魚価の低迷や対象魚種の違いなどが影響していると思われる)。釣り人は, 「3.3.3 遊漁船・PB および釣り人釣果調査(陸上調査)の結果」で示した陸釣りを対象にした聞き取り調査結果によると, 66.7 %は札幌圏からの釣り客であり, 遠くは旭川, 滝川などの道央圏からの釣り客であった。

後志管内の釣りはヒラメやサクラマスが対象になっている。サクラマス釣りは後志南部ではおおよそ1～6月までであるが、後志北部ではその年の海水温の影響を受けて後志南部よりも明確ではない。しかし、サクラマス釣りの時期はソイ、ガヤ、ホッケなどの釣り時期と重なるので、この時期は遊漁船の出航が盛んになる。後志管内の遊漁船業届出隻数は平成12年度末で458隻であり、石狩管内の96隻を上回っている。石狩管内と後志管内における遊漁者数（遊漁者団体会員数）とその受け皿である遊漁船業者団体数を表3-7および3-8に示す。

表3-7 遊漁者数（遊漁者団体会員数）；平成12年度末

区分	会員数	団体数
石狩管内	4,142	165
うち 札幌市	3,762	157
その他市町村	380	8
後志管内	819	15

表3-8 遊漁船業者団体数；平成12年度末

区分	事協	任意	遊漁船業届出数
石狩管内	0	0	96
うち 札幌市	0	0	
その他市町村	0	0	
後志管内	1	3	458

遊漁船に関する届け出数も著しく増加している（図1-6参照）。平成5年度の遊漁船業者数は全道で1,750であったのが、平成11年度には2,596と48.3%の増加、遊漁船隻数は1,999隻から2,934隻と46.8%の増加をみている。後志管内の遊漁船業届出人数は、平成12年末の統計によると兼業者が309人、専業者が80人の合計389人である。この数字は胆振（噴火湾のサクラマスが人気を支えている）、網走に次いで第3位に位置する。遊漁船隻数も兼業船が360隻、専業船が89隻の合計449隻でこれも胆振、網走に次いで第3位で、これらの遊漁船あるいは遊漁専業者が札幌圏の遊漁愛好家の需要に答えているのがみえる。

遊漁船、遊漁者数（さらには釣獲量）と同様に増えているのがPB隻数である。「1.7 PBをとりまく最近の情勢」に示したように道内のPB数は年々右肩上がりの増加をたどり、現在は1万3千隻弱（この中には遊漁専業船を含む）に達してい

る（図1-10参照）。平成12年度末の石狩管内におけるJCI検査受検船舶は5,893隻で、水上バイク、作業船等その他の船舶を除くと、3,499隻となり、その大部分はPB・遊漁船である。後志管内も同様で、2,437隻のうち、釣りに供することのできる船舶は2,035隻である。実際に海により多く接することのできる後志管内よりも札幌圏を有する石狩管内の方が多くは特筆に値する。また、アンケート調査の結果から、PB保有者の96.3%がPBを魚釣りに利用しており、PBを持たない釣り人も9.0%が将来的にPBを所有したいと回答している結果をみると、PB数の増加が今後益々、釣りが海洋レジャーの中心となることが伺われる。

主として札幌圏でのPB隻数の増加は、就業者数や後継者不足で余裕の生じた漁港への新たな利用という形で現れてきた。国が設置した「PBによる海洋性レクリエーションを活用した地域振興方策調査委員会」は「プレジャーボート係留、保管対策に関する提言」を発表して各都道府県の指導を行い、また、北海道でも「北海道漁港管理条例」を改正（漁港法12年改正に伴う改正）し、平成13年4月1日以降は一部の漁港ではPBを受け入れ始めている。釣り場に近い漁港は、比較的上下架しやすい漁港内船揚場があることなどから、漁港を利用する傾向が増加している。北海道では季節的に海域を変えながら釣りを楽しむ傾向があるので、図3-20に示した漁港別・月別の漁港施設使用許可件数の推移は、都市圏のPBを所有する釣り愛好家の動向を示しているとも言えよう。PBのうち、本格的な釣りを目指す愛好家は、春先のシーズンを目指して、ポイントに近い積丹町や古平町に係留先を求め、最大100隻に近い漁港施設使用申請が出されている。逆に余市河口は札幌、小樽に近いことから、夏場を中心に使用申請が出されており、釣りのポイントに近い漁港と異なる傾向が出ている。PBを自宅に保管していた所有者（57.9%）や下架の際に砂浜やその他の施設を利用（43.8%）していた所有者など、これまであまり漁港と縁のなかったPB所有者にとっては、「北海道漁港管理条例」改正を契機に直接漁港あるいは漁民と接点を持つに至った。

### 3. 3. 3 海洋レジャーと漁民

海洋レジャーの発展による都市部市民の沿岸部海への参入は、漁民との間に様々な明暗を生じるようになった。明暗の大部分は、自然の恵みを有効利用する第一次産業と、人を相手にする第三次

産業の根本的な違いに由来するものである。海洋レジャー、あるいは施設などその受け入れは第三次産業に属するものであり、そこでは都市部市民を受け入れることによって利益が生じてくる。明の直接的な利益はレジャー客の費用支出である（漁村の雰囲気改善や発展はその後に生じる）。

釣り客はどの程度、漁村に利益を生むのであろうか。傍島ら（1991）は京都府のマダイ釣りにおける費用をアンケート調査等から検討した。これによると、1回の釣りにかかる費用は乗船料金が12,947円、餌代が3,188円、釣具代2,608円、交通費3,200円、飲食費1,871円で、合計は23,814円となる。乗船料金と餌代とで総支出の約7割を占めており、これらの大部分は遊漁船案内業などの地元へ落ちるものと推計した。京都府のマダイ釣りの場合は約9割が日帰りであったが、宿泊する場合は1回の釣行にほぼ3万円の費用がかかっていたと思われる。また、秋月（2000）は東京都内から南房総への1泊2日の釣行を試算した。その結果、釣りの現地での出費は上述の費用のほかに昼食代も含めて43,400円となった。出発地での出費であるガソリン代等を含めても、わずか1泊2日の釣行で5万円以上を出費し、その8割を現地で消費していることが分かる。今回のアンケート調査においてもその傾向は現れている。「2.4 釣り人に対する調査結果」では後志管内への1釣行に平均21,530円の支出があったと推定される。後志の場合は日帰りが多いため（5～8時間の滞在が過半数）、宿泊費は含まれていない。ただし、これを遊漁船側からみると、遊漁料収入は年間平均で86万円であり（「2.2 遊漁船に関する調査結果」参照）、実際には現在のところ、遊漁という第三次産業のみでは、漁家の経営は成り立つほどではない。

レジャー客の受け入れに際して、暗の部分は大きく分けて2つある。今回のアンケート調査においても明確になったように、その1つは沿岸環境の悪化であり、もう一つは漁業者、遊漁船業者、釣り人の間の対立である。PBの増加と漁港の利用はさらにこれらに新たな要素として加わってくる。沿岸環境の悪化についてはゴミや自家用車の迷惑駐車、無法PBによる漁具被害などの現実的な問題と、釣獲による漁業資源への影響やPBの漁港拡大に伴う様々な問題など、将来にわたる懸念の両面がある。このうち前者はモラルの問題として早急に対応策が求められるが、後者は具体的な数字や解決策を示していかないと払拭できない不安である。漁業者、遊漁船業者、釣り人の間の

対立は、これら2つの問題が解決すれば、やがて緩和されると思われる。ここでは、遊漁が及ぼす漁業資源への影響、PB増加がもたらす漁港・漁業への影響、モラルの低下がもたらす漁民の不満の3点から検討を加えた。

#### (1) 遊漁が及ぼす漁業資源への影響

「1.4 海釣りと漁業資源」の表1-1に示したように、釣獲が及ぼす漁業資源の影響は無視できるものではない。では、後志管内において、サクラマスはどの程度遊漁により釣獲されているのだろうか。釣獲量の推定については北田（1993）の方法が確立されており、神奈川県（今井ら、1994、今井、1994）、静岡県（柳瀬ら、1995、1998、1998）、京都府（傍島ら、1991）などでも行われているが、調査方法が異なるので今回は応用できない。木古内湾産マガレイの遊漁による釣獲調査（石野、1999）では、同海域のほぼ全調査を行っているので、かなり正確な結果を得ているが、積丹半島全域における全遊漁船数や年間の延べ乗船者数を調査するのは困難であり、さらにPBによる釣獲も考慮しなければならず、後志管内の遊漁による正確な釣獲量は、現在継続中の調査結果を待たなければならない。しかし、神恵内村におけるサクラマスの遊漁による釣獲量が約2.2トン（3.3.4「神恵内村の遊漁船実態調査」）であったのは、同村のサクラマスの漁業による漁獲量が年々減少して平成12年度は約10トンとなったことを考えると決して小さい数字ではない。生産者単価を乗じて計算すると、1,986千円となる。これを積丹半島周辺町村周辺海域に単純に当てはめると14トン程度となり、後志のサクラマス平均生産者単価を乗じて、13,000千円程度が遊漁により釣獲されている計算になる。「3.3.2 遊漁船・PB調査（海上調査）」によると、積丹岬から古平町シリパ岬における遊漁船全体の竿数が124本、PBの竿数が93本（神威岬周辺の遊漁船・PB数調査においてはPBの竿数はより少なくなるが）であることから、前述の遊漁によるサクラマス釣獲量に、その半数程度を加えた20トン程度が、恐らく積丹半島周辺海域におけるサクラマス資源に対する漁業以外（遊漁+PB）の漁獲圧となるのではないかと思われる。海域別・時期別に来遊量や釣獲量は異なり、少々乱暴な計算ではあったが、決して無視はできない数字であろう。

#### (2) PB増加がもたらす漁港への影響

PBの増加による漁港の使用増加については、「北海道漁港条例」の改正後は、漁船とPBの棲み分け、PB等への許可手続きの義務化、PB等か

らの使用料の徴収などある程度整備され、また、漁港の収容能力に限界があるため、漁船以外の船舶が利用できる施設を限定できるように定められたことから、秩序ある限りは特段の問題は生じないはずである。また、無許可係留については罰則も追加されたのであるが、実際には無許可係留は存在する。さらに問題となるのは、漁具被害と放置艇である。漁具被害についての実態は具体的に現れていないが、現場の漁民の声を聞く限り、海上ブイや係留漁船への当て逃げ、刺網等への漁具の破損など問題は深刻である。放置艇は全国レベルでも13.8万隻（「平成8年度レジャーボート全国実態調査」による）程度が確認され、そのうちの29%が漁港単独区域に放置されている。全国のPB数推定34.2万隻のうち約1/3が放置されていることになる。後志管内でもいくつかの報告があり、漁港施設の損傷や汚損を招いたりする事例がある。国レベルの漁港法の改正においては、放置艇等の所有者を確認できない場合でも、漁港管理者による簡易代執行が可能になるが、現実に実行するのは難しい。このように、PBの増加に由来する、漁船以外の船舶の漁港利用については、法や条例で整備が進んではいるものの、現場での対処には限界があり、このことが、漁民からみてPB隻数の増加への不安が増す傾向にある。

### (3) モラルの低下がもたらす漁民の不満

海洋レジャーの人口が増加するに従って、モラルは低下する。遊漁におけるモラル、PB利用に際してのモラル、いずれも漁民の不満や不安を招いている。とくに漁民の声として挙がるのが迷惑駐車とゴミ問題である。後志管内の釣りシーズンともなると、無法駐車は目に余るものがある。とくに漁期には無法駐車があると、水揚げや輸送に支障をきたすことが報告されている。ゴミ問題も深刻である。漁港がゴミであふれると美観を損ねるといので、以前、漁民がボランティアでゴミ箱を設置したり、ゴミ収集を行っていた時期もあるが、年々増え続けるゴミ、場合によっては家庭ゴミを持ち込む者まで現れて対処できなくなり、一部の漁港ではゴミ箱を撤去した。ゴミ箱を撤去すると、今度は漁港の隅に隠れてゴミ投棄をするようになり、いわゆるお手上げの状態になっている。「2.3 漁業者に対する調査の結果」に示すように、レジャー客によるモラルハザードが生じている。そのほか、遊漁者によるトロールなどの違法操業、漁獲物の体長規制の無視、PBの場合には悪天候下での出航、操業中の漁船脇のスピード走行など、枚挙にいとまがない。前述の無許可係留や放置艇問題もモラルの低下が原因の一部となっている。

このように、海洋レジャー人口の増加は、漁村と都市部市民の相互理解を深めるよりも、新たな軋轢を生じさせることがうかがわれる。しかし、漁村は漁業の不振という現実と直面し、都市部市民はレジャー空間を求めて海へと参入している現状がある。これらの軋轢を克服して、新たな漁村の発展はあるのであろうか。この点に関して検討を加えた。



写真3-3 不法係留中のPB（神奈川県）

### 3. 3. 4 これからの漁村と海洋レジャーのあり方

—調和ある海面の共同利用を目指して—

北海道（1998）は「21世紀の新しい漁業・漁村づくりー北海道水産業振興ビジョンの概要ー」をまとめた。21世紀型の漁業・漁村の目指す姿の一部として、マリン・ツーリズムの推進を提言している。とくに都市型・都市近郊型漁村地域は都市と漁村が連携し、新たな産業や交流を繰り広げる姿を掲げている。後志管内はこれまで純漁村型漁村地域と思われてきたが、昨今のモーターレジャーの発達、アンケートによる釣り客の実態調査結果や、札幌圏のPBによる後志管内漁港の利用実態をみると、積丹半島奥部にしても、かなり都市型漁村の様相をみせていることが伺われる。海洋レジャー、とくに遊漁やPBの発展は押し留めることができないので、漁村の特色を生かした魅力ある地域づくり（北海道水産林務部、1998）を促進するのであれば、これらを積極的に受け入れることも視野に入れなければならない。しかし、海洋レジャー熱が高まれば高まるほど、漁民と都市部市民の軋轢も増してくる現状での相互理解を深めるためには、前述したような海洋レジャーに対する漁民の不安や不満を払拭する具体策が必要になってくる。このためには海面利用中

中央協議会遊漁船部会（2001）が出した「遊漁船業に係る制度及び関連施設のあり方（中間報告）」にあるように、遊漁船業自体もサービス産業としての自覚と実践が重要であり、また、積極的な需要の掘り起こし、地域との積極的な連携、組織的な取り組みが必要になってくる。PB の大部分が釣りを行うならば、漁港の使用についても同様な姿勢が求められる。「遊漁船業に係る・・・」では全 18 の提言がなされているが、後志管内の現状を踏まえた場合、後志では前項の漁民の不安・不満を払拭する具体策としては次のようなことが考えられる。

現在、遊漁と漁業資源のもっとも大きな問題は、漁業に関しては、漁業法、水産資源保護法、海面・内水面調整規則などの法制度により様々な規制を受けているにもかかわらず、これらの制度では遊漁に関しては、現行の漁業制度の中で取り扱われているにすぎないことにある。遊漁に関する規制としては、北海道海面漁業調整規則で漁具といつかの漁獲対象魚種に体長制限があるにすぎない。これを解決する方策としては、ひとつにはライセンス制の導入が考えられる。知床半島海域（網走・根室地区）ではすでに秋サケ船釣りの制限区域や定置漁業の保護がなされており、平成 12 年冬からは胆振管内のサクラマスに対してもライセンス制の試行が行われている（「1.5 胆振海域のサクラマス船釣りライセンス制の事例」）。後志管内においても、サクラマス資源の 2 割程度が遊漁により漁獲されている現状では、ライセンス制を導入して、栽培漁業負担金を徴収してもよいのではないかと考える。北海道が実施したアンケート調査結果（北海道水産林務部、1999）でも、釣り人、遊漁専門家、PB 所有者などの半数以上がライセンス制に理解を示しており、「胆振管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会」が行った調査でもライセンス制のようなルール化について 58 %が肯定的であり、栽培漁業負担金の徴収についても 56 %がよいとしている。ライセンス制を導入すると、「金を払ったのだから何をしてもよい」との風潮になるのではないかという新たな懸念が生じるが、内容に釣獲制限や体長制限を設け、許可の条件を満たす者にライセンスを交付するようにすればよい。サクラマスは後志管内でも稚魚放流を行っており、胆振海域と同様に、ライセンス交付に当たっては、協力金や栽培漁業負担金の名目で料金を徴収し、それをサクラマス種苗生産費用の一部に還元することにより、遊漁者が釣った魚を遊漁者負担で作ることになる。

遊漁者の間にも漁業資源に対する意識が芽生えるとともに、漁民の不安も和らぐと思われる。後志管内で種苗放流を行っているのはサクラマスだけではない。ヒラメやソイなども同様な方法で検討することは可能だと思われる。しかし、胆振海域に続いて後志管内のサクラマス釣り、とくに PB や遊漁船乗客だけに協力金などを課することは公平さに欠けることも想定されるので、本来はすべての海釣りに対してライセンス制を導入できるようにすることが望ましいが、遊漁による釣獲量と資源に対する漁獲圧がすべての魚種において科学的に試算されているのではないので、当面は試行扱いで始め、今後、条例化を目指して、検討を重ねる必要がある。

保護区の設定も有効手段となる。とくに親魚の集まる産卵場と稚魚が生息する浅瀬を保護区にすることにより、次世代の漁業資源の枯渇を防ぐことができる。資源育成のためには、魚礁投入や投石などによる漁場造成工事など様々な事業が行われている。これらの場所には魚が集まりやすく、遊漁者からの釣りの希望が多い。しかし、目先の釣獲に惑わされずに、釣り客には不満が出るであろうが、海面の共有という観点からの必要措置である。保護区の設定は、資源保護の観点からみると、漁獲制限、体長制限とともに行って初めて効果が出るのである。遊漁者（団体）と漁民（団体）の間で交わす漁場利用協定にも盛り込む必要があるであろう。南仏の Carry-le-rouet という小漁村（Ceccaldi, 私信）は、北海道の事例と同様に過疎化が進み、漁業は冷え込んだ。このため、空いた漁港スペースの PB への解放を行うとともに、スキューバダイビングなどの盛んに PR した結果、近隣の大都市であるマルセイユなどからレジャー客が流れ込むことになった。もともと漁村であるので、漁業の振興にも力を入れ、Carry-le-rouet では、漁業海域とマリンスポーツ海域およびウニの保護区を設定した。要は棲み分けである。その結果、保護区からはウニだけではなく、多くの魚類が戻り始め、さらに漁業とマリンスポーツが発展した。漁村はブティックやレストランもオープンし、漁業は観光漁業として位置づけられ、若者も戻り始めた。後志管内の漁業を観光漁業に転換することは無理であろうが、このケースは参考に値しよう。

漁業協同組合における遊漁部会の組織化促進も手立ての一つである。全道の漁業協同組合で遊漁部会が組合から正式に認められているのは 8 つである。後志管内では美国と島牧にある。遊漁部会

が少ないのは、過去の遊漁船事故が影響していると思われるが、全国的にみると昭和 63 年 7 月に発生した大型遊漁船「第一富士丸」と海上自衛隊潜水艦「なだしお」の衝突事故を契機に、同年「遊漁船業の適正化に関する法律」が制定されており、届け出を行った遊漁船業者は遊漁船の利用者の安全確保及び利便の増進、並びに漁場の安定的な利用関係の確保に務めなければならない。現在では遊漁船業者は自動車の自賠責に相当する遊漁客 1 名 1 名あたり 3,000 万円の損害賠償保険（共済を含む）に強制加入することが検討されている。事故処置の問題が解決すれば、漁業協同組合としても遊漁船部会の創設を検討できるようになるとと思われる。遊漁の場合には、遊漁者と漁民のまさに接点に位置するのが遊漁船と遊漁専業者であり、両者の間に存在する問題点を浮き彫りにして解決法を探る意味では、極めて重要な役割になるであろう。

PB の増加に対する漁民の不安は、隻数増加による海域や漁港における漁業活動の妨げがクローズアップされている。漁港への PB 係留などに対しては、各地で漁港管理委員会が設立され、ある程度効果を上げているが、漁港においても漁業資源と同様に漁船と PB の上手な棲み分けが必要である。現在の後志管内における PB の利用に際しては、斜路の使用、燃料の補給、海況情報の入手などにおいて、マリーナのようにはいかない。しかし、いずれも船舶の航行や安全にとって不可欠な要素であるので、これを整備して漁港における PB の利用を促進していくべきである。海況情報の提供が漁業協同組合レベルでは無理な場合には、インターネットなどの利用により、安全航行の資料を提供することが、たとえば悪天候で PB が出航して遭難した場合での事後処理に係る漁民負担を結果的に減少させる効果も生まれてくるは



写真3-4 漁船・遊漁船・PBの棲み分け  
(神奈川県葉山町)

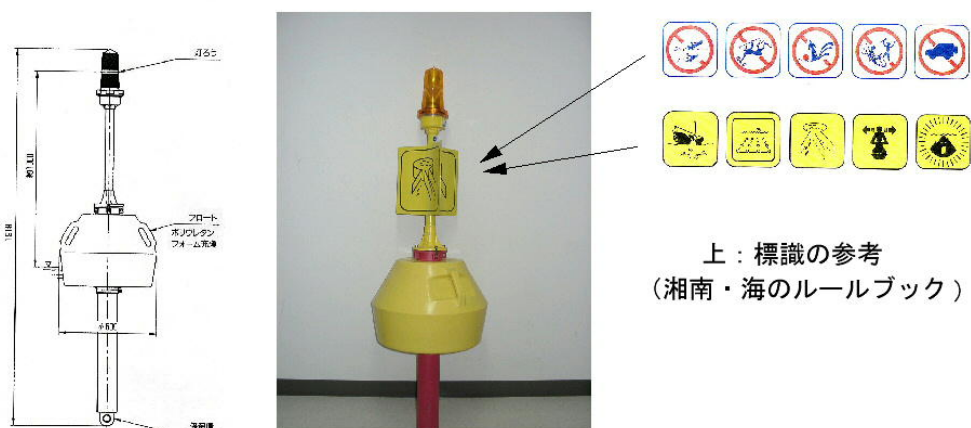
ずである。PB 利用の促進という点、伝統的に漁港を使用してきた漁民には新たな不安を招くかもしれないが、漁業地域における海洋レジャーを新たなサービス業としてとらえた場合、客の利便を図ることは当然といえる。これが漁民あるいは漁業協同組合にとって、漁業以外の新たな収入源となると考えるべきである。釣りは重要な観光資源（秋月、2000）なのである。不法係留や放置艇（あるいは PB による密漁を含む）に対しては、断固たる処置をとるべきである。サービス業の現場では秩序ある、もしくは公平なサービスを行うことによって発展する。

木古内漁業協同組合では 10 年ほど前から木古内湾のマコガレイをターゲットにした釣り客や釣り目的の PB が増加してきた。PB の増加に伴い漁具被害や漁獲量の減少が目立ち始めた。遊漁に対する法律がないことから同漁業協同組合は、平成 12 年 3 月に PB の所有者団体や主としてこの海域を釣り場とする遊漁団体と漁場利用協定を締結した。主な内容は同漁業協同組合が共同漁業権を有する木古内湾の海面のうち、底建網やホタテ養殖施設などが入る約 45 %に遊漁禁止区域を設定するとともに、体調 20cm 未満のマコガレイの採捕禁止などを盛り込んだ。有効期限はとりあえず 1 年であったが、どちらかの異議申し立てがない限り、効力は自動的に延長される。協定締結後の追跡調査によると、禁止区域が明確となり地元遊漁団体は協定を遵守していることが判明した。また、組合で作成した漁場マップの配布や北海道新聞の記事などで協定が知られることとなり、函館にある遊漁団体等も協定内容を遵守していることが分かった。漁民にとっては協定締結により漁具被害がなくなり、満足しているとの声があがり始めている。とくに協定を結んだことによって、底建網、タコ箱、養殖施設に PB がアンカー代わりにつかまったり、ロープを切ったりというトラブルは皆無になった。さらに重要なことは、漁業者の意識も変化したことが挙げられる。たとえば以前は PB に対して喧嘩腰であった漁民が、PB に対してソフトになったとの報告もある。協定締結に先立つ資源調査の影響を受けて、漁業者の資源管理意識も向上した。協定締結に際しては紆余曲折があり、様々な問題点もすべて解決したとはいえないが、木古内町漁業協同組合の例は、今後の後志管内のモデルケースとなりうる可能性は大きいと思われる。

漁具被害防止に関しては、PB 側からも航路標識が見えにくい、自由に PB を留める場所がない

などの声があがっている（「2.4 釣り人に対する調査結果」）。これを解消する目的で、今回、ゼニライト灯浮標 10-P 型をベースに「見えやすい標識」を考案・作成した（図 3-21）。これには神奈川県葉山漁業協同組合で作成した海上標識（湘南・海のルールブックⅢ）を参考に、定置網や刺

網などの漁具の種類、区画漁業権の漁場区域などの標識をつける（今回の試作では刺網の標識）こととした。これまでのところ、効果調査の結果は出ていないが、材質や機能等の再検討し、品質の保持性の向上や単価の引き下げを行わなければならないと考えている。



上：標識の参考  
（湘南・海のルールブック）

図3-21 今回考案・作成した衝突防止ブイ。左ベースとなった10-P

海洋レジャー客のモラルの向上については、行政、漁業協同組合、遊漁団体などのパンフレットなどによる PR、「海の案内人」の創設や講習会による実践的な指導を開始したところであるが、現場においても有料トイレの設置や有料駐車場の整備により改善を図ることが考えられる。「2.4 釣り人に対する調査結果」では、釣り場（漁港なども含む）の環境が改善されれば海へ行く回数は増

えると回答したものが 45 %に達し、ゴミやトイレ、駐車場など釣り環境に関する不満が改善されるのであれば、費用負担を受け入れる（たとえば海釣り公園のように入場料程度なら支払ってもよい）という回答が 88 %に達している。横浜市の野島臨海公園はもともと漁業の町であったが、最近では釣りや海遊びの海洋公園に変貌した。アサリやハゼの漁業も続いており、漁業とレジャー客の狭間にあるが、ここでは駐車場を有料化し、その管理・運営には漁民 OB があたっている。不法駐車等が減少し、現在では、漁業、遊漁、その他海洋レジャーが共存している。



写真3-5 野島公園の有料駐車場  
（神奈川県横浜市）

### 3. 3. 5 おわりに

漁民、遊漁や PB を中心とした海洋レジャーさらにその接点にある遊漁船の間にある軋轢は大きい。本論では後志管内の遊漁、PB の実態を把握し、漁民や漁業協同組合の現状を勘案しながら、これからの後志管内での漁業と海洋レジャー産業をうまく調和させながら発展させる方策について検討した。釣り客や PB の動向からみると、海洋

レジャー産業を受け入れて発展するためには、これまでの伝統的な漁村型漁業ではなく、都市近郊型漁業への転換を図る必要が強く感じられた。最近、漁民、遊漁やPBのそれぞれが一つのテーブルに集まり、意見交換を行う動きが出ているが、同時進行的に漁民の不安や不満を解消していかなければ、さらにサービス業として、漁民側では海洋レジャー客の利便を図る努力をしなければ海面の共同利用はできない。北海道遊漁指針(北海道, 2001)を契機に、いくつかの事例を示しながら新たな道を検討した。後志管内の新たな漁村、漁業および海洋レジャー産業の発展に貢献できればと思う。

### 3. 4 謝辞

本論文の作成にあたり、様々な資料をご提供いただいた北海道水産林務部、北海道後志支庁経済部水産課の皆様へ深謝いたします。また、海上調査にあたり、調査方法の指導くださった後志北部地区水産技術普及指導所の皆様および小樽商科大学商学部化学研究室の片岡教授に改めて感謝の意を表します。

### 3. 5 参考文献

- 傍島直樹・桑原昭彦(1991):京都府におけるマダイ遊漁の実態について. 栽培技研, 19(2), 127-133.
- 北田修一(1993):遊漁船の標本調査による遊漁釣獲量の推定方法. Nippon suisan Gakkaishi, 59(1), 75-78.
- 今井利為・高間浩・柴田勇夫(1994):神奈川県における遊漁船のマダイ釣獲量の推定. 栽培技研, 23(1), 77-83.
- 今井利為(1994):PBによるマダイ遊漁の実態. 栽培技研, 23(1), 85-93.
- 柳瀬良介・渥美敏(1995):陸釣によるマダイ放流稚魚の釣獲について. 栽培技研, 23(2), 131-134.
- 北海道後志支庁(1996):平成7年度「後志の水産」. 北海道後志支庁経済部水産課発行. 154pp.
- 北海道後志支庁(1997):平成8年度「後志の水産」. 北海道後志支庁経済部水産課発行. 116pp.
- 柳瀬良介・阿井敬雄(1998):静岡県における遊漁船によるマダイ釣獲量の推定. 栽培技研, 26(2), 67-73.
- 柳瀬良介・渥美敏(1998):静岡県におけるPBの釣獲実態. 栽培技研, 26(2), 75-83.
- 北海道後志支庁(1998):平成9年度「後志の水産」. 北海道後志支庁経済部水産課発行. 120pp.
- 北海道水産林務部(1999):FishingRule. 「今、私たちができること」.
- 北海道水産林務部(1998):「21世紀の新しい漁業・漁村づくりー北海道水産業振興ビジョンの概要ー」. 14pp.
- 石野健吾(1999):マコガレイ(沿岸特定資源), 平成9年度北海道立函館水産試験場事業報告書, 231-235.
- 北海道水産林務部(2000):「北海道水産業のすがた2000ー北海道漁業白書ー」. 390pp.
- 秋月直子(2000):地域振興における釣り人の役割. 水産振興 387. 1-48.
- 北海道後志支庁(2000):「平成13年度後志支庁管内水産統計資料」. 北海道後志支庁経済部水産課発行. 89pp.
- 海面利用中央協議会遊漁船部会(2001):遊漁船業に係る制度及び関連施設のあり方についてー中間報告ー. 37pp.
- 北海道(2001):北海道遊漁指針.